

《第47回信玄公祭りオフィシャルツアー》

【企画・協力】

身延山 久遠寺

信玄公祭り実行委員会

春爛漫！

『身延山久遠寺(釈尊御降誕会の大法要と 非公開の襖絵を特別拝観)と観覧席で観る 信玄公祭り甲州軍団出陣式』

日帰りバスツアー

■期日 平成30年4月7日(土)

◆ご旅行代金 お一人様 9,500円

【ご旅行代金に含まれるもの】

貸し切りバス代、身延山久遠寺ご案内ガイド料、
昼食お弁当(こしべんと)代、信玄公祭り観覧席代、
国内旅行傷害保険料、その他諸経費

【ご旅行代金に含まれないもの】

集合解散場所までの交通費、個人的利用の代金。

◆集合場所 JR甲府駅北口よっちゃばれ広場

◆集合時間 午前8時50分

◆募集人員 40名 最少催行人員20名

★予約受付は、4月2日(月)17:00まで、ただし
満員になり次第締切とさせていただきます。

◆添乗員が同行します。

◆持ち物

・天候により雨具(カッパなど)をご用意ください。
※観覧席での傘の使用はできません。

今年の信玄公祭りオフィシャルツアーは、樹齢400年を超える県天然記念物「しだれ桜」で有名な春爛漫の身延山久遠寺を訪ねます。

ちょうどこの日は、久遠寺の年間行事の三大会の一つ「釈尊御降誕会(しゃくそんごこうたんえ)」が執り行われます。久遠寺到着後の午前中は、修行僧またはお坊さんによる境内や本堂などのご案内と非公開の『大奥水鳴楼の襖絵』を特別拝観し、客殿にて昼食・休憩をおとりいただきます。昼食でご用意するお弁当は、山梨県峡南地域(市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町)の地元食材を活かした季節のおべんとう「こしべんと」をお召し上がりいただきます。

午後は、本堂にお席をご用意しますので「釈尊御降誕会」の大法要を見学いたします。

終了後、バスにて甲府へ戻り、第47回信玄公祭りのメインイベント「甲州軍団出陣式」を有料観覧席にて見学するプレミアムなバスツアーです。



【第47回信玄公祭り 武田信玄公役】 出陣式 16:20~16:50
俳優 渡辺 大(わたなべ だい)氏



【第47回信玄公祭り 山本勘助役】 甲州軍団出陣 16:50~19:00
俳優 升 毅(ます たけし)氏 帰陣式 19:00~19:20

【スケジュール】

9:00 JR甲府駅北口発

双葉マートｲﾝﾀｰ

↓ (中央道・中部横断道)

六郷ｲﾝﾀｰ

10:40 身延山久遠寺着

久遠寺到着後、修業僧又はお坊さんによる境内や本堂などのご案内と非公開の『大奥水鳴楼の襖絵』を特別拝観し、客殿にて昼食。

午後は、本堂にて「釈尊御降誕会」の大法要



14:15 身延山久遠寺発

六郷ｲﾝﾀｰ

↓ (中部横断道・中央道)

双葉マートｲﾝﾀｰ

15:50 JR甲府駅北口着

*復路のバス車内で観覧席のチケットをお渡しし、甲府駅北口到着後は、会場までご案内します。入場後は解散・自由行動となります。

お申込みはインターネットから

<http://www.yamanashi-kankou.jp/y-tabii>

いい旅やまなしナビ

検索

* お電話でのお申込みは

お申込み専用ダイヤル

055-231-2230

お申込み営業時間 9:00~17:00 平日のみ

裏面もご覧ください。



公益社団法人

やまなし観光推進機構

ご記入の上、やまなし観光推進機構宛にファックスまたはご持参ください。
信玄公祭りオフィシャルツアー〈ご旅行申込書〉
春爛漫！「身延山久遠寺と観覧席で観る甲州軍団出陣式」

催行日 平成30年4月7日(土) *雨天決定*

フリカナ お名前	性別 年齢	住所・電話番号
(代表者)	男・女 (才)	〒 TEL(携帯)
	男・女 (才)	〒 TEL(携帯)
	男・女 (才)	〒 TEL(携帯)
	男・女 (才)	〒 TEL(携帯)
	男・女 (才)	〒 TEL(携帯)

* 記入欄不足の場合はコピーでお願い致します。

お支払方法: インターネットからのお申込みは、クレジットカード決済のみになります。お電話又はファックスにてお申込みの場合は、銀行振込又は直接ご来店(山梨県庁別館2階)によるお支払いをお願いいたします。
★振込口座: 山梨中央銀行 県庁支店 普通 670860 (公社)やまなし観光推進機構



昼食の「こしべんと」イメージ

お申込み専用ダイヤル 055-231-2230
 お申込み専用ファックス 055-221-3040

注) お電話の受付は、平日のみになります。

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行取引条件説明書(要約)

この旅行は(公社)やまなし観光推進機構(山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。)(が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書(全文)、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面によります。

●お申し込み

(1)お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(二つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3)a.旅行開始日に65歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

●旅行代金

(4)旅行開始日に満6才以上12才未満の方はこども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事、寝具等必要な場合はこども代金を適用します。

●旅行契約内容・代金の変更

(5)当機構は天災地変、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

●取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

(6)お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

●取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

(7)①旅行契約の内容の10項目に例示されているような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当機構が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。

●当機構による旅行契約の解除

(8)次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)・旅行代金を期日までにお支払いいただけなかったとき。・申し込み条件の不適合。・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

●特別補償

(9)当機構はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。

●個人情報の取り扱いについて

(10)当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

(11)当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれを利用していただくことがあります。

●募集型企画旅行契約約款について

(12)この条件に定めのない事項は当機構旅行業約款によります。当機構旅行業約款をご希望の方は、当機構にご請求ください。

国内旅行傷害保険加入のすすめ

より安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で国内旅行傷害保険をかけられることをおすすめいたします。

解除の時期	取消料の内容
11日目に当たる日以前の解除	無料
10日目に当たる日以降の解除	旅行代金の20%
7日目に当たる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%



公益社団法人

やまなし観光推進機構

旅行企画・実施

富士の国やまなし旅センター

登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号

住所 〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2F

電話番号 055-231-2230 FAX055-221-3040

E-mail y-tabii@yamakan-sk.jp

総合旅行業務取扱管理者 岡 美広 担当 糸井 和夫

お客様の旅行を取扱う営業所での説明にご不明な点がございましたら、ご連絡なく上記総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

